

都留市告示第 106 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定に基づき、市道の区域を次のとおり変更する。

その図面は、都留市役所建設課において、告示の日から令和 7 年 7 月 11 日まで一般の縦覧に供する。

令和 7 年 6 月 27 日

都留市長 堀 内 富 久

| 種類 | 路線名 | 新旧別 | 道路の区域 | | |
|-----|-------|-----|-------------------------------------|----------------|----------|
| | | | 区間 | 敷地の幅員 | 延長 |
| その他 | 城山厚原線 | 旧 | 上谷一丁目 298 番 1 先 から 厚原 9 番 1 先 まで | 3.40～ 24.50 | 2,073.4m |
| | | 新 | 上谷一丁目 298 番 1 先 から 厚原 9 番 1 先 まで | 2.10～ 24.50 | 2,108m |